

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 法改正に伴う手続について、一部不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理に当たられたい。
- ・ 会計面について、不備が見受けられたので、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員選任・解任委員会の招集について、理事会で決議していなかった。</p> <p>については、評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第7条に基づき、委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第7条)</p>	<p>前年の監査指摘に基づき、早急に評議員選任・解任委員会で評議員の選任期間を確認するために、直近の理事会と同日開催をした次第である。</p> <p>次回開催については指摘のとおりとする。</p>
2	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙3（⑧））</p> <p>ホームボンシャンズで建物附属設備という勘定科目を使用していた。</p> <p>② 就労支援事業販管費明細書（別紙3（⑰））</p> <p>業務委託費、手数料、渉外費といった明細書に記載されていない勘定科目を使用していた。</p> <p>③ 共生ホームこころ拠点区分のサービス区分間繰入金明細書（別紙3（⑬））の繰入元及び繰入先の金額が同拠点区分の資金収支明細書（別紙3（⑩））と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25（1）、（2）ア、イ)</p>	<p>明細がわかりやすいように勘定科目を使用していた。</p> <p>今後は様式に従って作成し、計算書類の整合性を図る。</p>

3	<p>共生ホームこころ生活介護サービス区分から共生ホームこころ通所介護サービス区分へのサービス区分間繰入金収入（支出）について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるため留意すること。</p> <p>（障発第 1018003 号第 2 の 3（1））</p>	指摘のとおり留意する。
4	<p>ボンシャンス拠点区分の総勘定元帳について、事業活動計算書に関する勘定科目が書類で作成されていなかった。</p> <p>については、決算終了後、総勘定元帳は全ての拠点区分ごとに漏れなく書類として作成し、備え置くこと。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>（経理規程第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 項）</p>	指摘のとおり作成する。
5	<p>有形・無形リース資産を計上していないにもかかわらず、会計基準移行後のファイナンス・リース取引の減価償却の方法について注記に記載していた。</p> <p>については、運用上の取扱い及び留意事項に基づき、誤りがないよう正確な表示を行うこと。</p> <p>（運用上の取扱い 20、24、別紙 1、2、留意事項 25（2））</p>	注記には必要な事項を正確に記載する。
6	<p>貴法人が採用する退職給付制度は、賃金規程第 24 条による掛金拠出以後追加的負担が生じない独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度への加入のみであり、要拠出額である掛金額をもって費用（支出）処理されているが、経理規程第 56 条には職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金にするように規定している。</p> <p>については、会計実態及び賃金規程第 24 条と経理規程第 56 条による退職給付引当金の規定に相違が認められるため、経理規程を見直すこと。</p>	現在は独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度への加入のみであるが、今後他の退職制度を適用することができるように経理規程を見直す。

	<p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 24 条、第 54 条)</p>	
7	<p>貴法人は、ボンシヤンス拠点区分を含む 5 つの拠点区分があるが、出納職員はボンシヤンス拠点区分のみの任命であった。</p> <p>については、経理規程第 8 条第 2 項に基づき、各サービス区分に出納職員を任命すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>おって、統括会計責任者及び本部以外の他の拠点区分への会計責任者の設置並びに経理規程の改正を検討すること。 (留意事項 1 (1)、経理規程第 8 条第 2 項)</p>	<p>拠点区分が 1 つであっても報酬が 4 億円以上の収入のある大規模法人もあれば、当法人のように拠点区分が 5 か所であっても障害福祉サービス等事業収入が 3 億円に満たない小規模法人もある。</p> <p>加えて、現在、収支がマイナスの拠点が 2 か所ある。このように厳しい経営状況下においても、障がい者の地域福祉の推進をするため、困難ではあるが、適正な経営をすべく努力しているところである。</p> <p>したがって、現在の経理規程に従い、必要な拠点に出納職員を任命し、各拠点を 1 人の会計責任者が兼務する形での体制で会計処理をしていこうと考えているので、御理解いただきたく願います。</p> <p>なお、障害者総合支援法における障害福祉サービス事業に係る指定基準省令には、「従業員の員数」に事務職員の配置基準はない。一方監査指摘では事務関係職員を任命することと指摘をされている。会計事務職員の重要性が求められるにもかかわらず制度の矛盾を感じている。</p> <p>しかるに、「障害福祉サービス事業に係る指定基準省令」や「鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例」に事務職員の配置を規定していただきたく、願います。</p>